

平成22年度第2回霧島市入札等監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成22年11月16日（火） 午後1時30分 霧島市国分シビックセンター 国分公民館3階中研修室	
出席委員	委員長 有馬 純春（大学教授） 委員 岸本 博人（税理士） 委員 塩屋園 哲（元行政職）	
審議対象期間	平成 22年 4月 1日～平成 22年 9月 30日	
	総件数	8 件 (備考)
一般競争入札	2 件	・次回は平成23年5月に開催
指名競争入札	5 件	
随意契約	1 件	
<p>議 題</p> <p>1. 平成22年度上半期入札状況及び指名停止等報告</p> <p>2. 審議案件(案件番号第1号～第8号)</p> <p>※ 質問、回答については別紙のとおり</p>		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回答
<p>○ 警報器設置について、一般家庭の場合、寝室というのが決めてあるが、公営住宅はどこに設置するのか。</p> <p>○ 同種の入札で、同じ業者が3件落札しているのだがある意味いけないような気がするのだが。</p> <p>○ 機械器具設置工事はどんなものか。</p> <p>○ 予定価格が事前に公表してありますね。最低制限価格が、70%にしてあるが、すぐわかりますね。</p> <p>○ 随意契約で落札率が100%に近いが、専門業者だから、これでいいのか。1社だけの随意の理由を教えてください。</p> <p>○ 設計業務委託で落札率が一番低いということで聞きたいのですが、工事には最低制限価格が設けてあるのに、委託業務には設けてないのか。</p>	<p>・ 公営住宅の場合、どこに寝られるのか特定できないので全ての部屋に取り付けています。</p> <p>・ これは、あくまでも入札の結果であり、契約締結時に、現場代理人の配置を確認し、契約を行っています。</p> <p>・ 水道課で発注しているのですが、ポンプ類、弁類等について、機械器具設置で発注しています。</p> <p>・ 最低制限価格は、変動制を採用していますので応札価格で決まるのですが、契約規則で最低でも70%以上と規定しており、たまたま3社とも最低で入札されたということです。</p> <p>・ 本業務は、期間を急ぐということと、税務課の地図情報のメンテナンスを行っている業者がおりデータ等を利用するのにそのまま使えるということで、このシステムを保守管理している業者を使った方が経費的に安くなることから、地方自治法施行令167条の2第1項第5号及び第7号に該当する理由から随意契約を行っています。</p> <p>・ 以前も、申し上げましたが、地方自治法施行令及び市契約規則の中で規定しており、工事については、最低制限価格を設けることができますが、委託については設けることができません。</p>